

弁護士業務妨害を許さず、法律事務所がその使命を果たすために

2010年11月4日、秋田弁護士会所属の津谷裕貴弁護士が、同じく6月2日、横浜弁護士会所属の前野義広弁護士が、いずれも受任事件の相手方の男から刃物で刺され、殺害されるという痛ましい事件が起きました。法律事務所で共に働く事務員として亡くなられた両弁護士のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族に対し心から哀悼の意を表します。

私たちは、相次ぐ弁護士業務妨害とその被害に不安と衝撃を受けています。

この2つの事件は、離婚事件の相手方が自らの主義・主張を暴力によって実現しようとするもので、社会正義の実現と基本的人権の擁護を使命とする弁護士の業務に対する妨害であるとともに、一人一人の権利・自由に対する卑劣な侵害行為であり、断じて許されるものではありません。

私たちは、このような犯行に強く抗議します。

弁護士業務妨害事件は、年々増加し、悪質化し、そして、一般化しています。

1989年に起こされた坂本堤弁護士一家殺害事件以降、弁護士やその家族、そして私たち事務員の生命が奪われる凶悪事件が相次ぎ、日弁連に上がった報告だけでも50件を超える届出があり、深刻な被害が後を絶たない状況が続いています。

また、近年の弁護士業務妨害事件は、弁護士が行う社会的な人権擁護活動に加えられただけでなく、いわゆる一般民事事件や家事事件、企業法務においても頻発しており、いつ何時誰に起きても不思議ではない状況を生んでいます。

弁護士、法律事務所が狙われる時代。そんな風潮すら感じざるを得ません。

私たちは、日頃法律事務所の窓口でもあり、業務妨害者と接触する機会が多くあり、標的となる可能性が高い業務です。

現に2007年には、大阪で女性事務員が殺害される悲惨な事件が起こっています。

このようななか、日弁連や弁護士会は弁護士業務妨害に対し毅然として対処し、日弁連・弁護士会が共同して、弁護士とその家族、そして私たち事務員の生命、身体の安全を守ることを課題とされました。

私たちは、それを課題とされたことに、勇気と感動を受け、思いを同じくしています。

本年改訂の日弁連業務妨害対策ハンドブックによれば、凶悪化する弁護士業務妨害に対しては、弁護士、事務員が日頃から意思疎通を充分にして、いざという時の対応について共通の認識にしておく必要があるとされています。

しかし一方で、弁護士業務妨害に対する対策は未だ弁護士、事務員に徹底されていないというのが現状で、残念ながら対応策についての話し合いが浸透していないばかりか、逆に事務員を盾にしたような事例も耳にしています。

私たちは、弁護士業務妨害に対する対策の徹底を求めます。

私たちは、弁護士業務妨害が民主主義への挑戦であるとの認識を市民の皆さんと共有し、弁護士業務妨害に対し、法律事務所の事務員として、弁護士、弁護士会、日弁連と共に行動し、弁護士・法律事務所がその使命を十分に果たすことができるよう全力を尽くしていく決意であることをここに表明します。

2010年11月21日

法律事務員全国連絡会第40回全国交流会